

戦国みやげネット販売促進委託業務仕様書

1 委託事業名

戦国みやげネット販売促進委託業務

2 業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の影響により減退した戦国観光に関連する土産物需要の回復を図るため、戦国みやげのネット販売を促進する業務である。

3 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで。

4 委託業務の内容

受託者が特設するECサイト上で、岐阜の戦国武将観光に関連する商品を販売すること。またそれらに合わせて、商品の認知度向上、販売拡大、観光誘客につながるPRも合わせて行うこと。なお、業務の実施にあたっては以下の項目に沿うこと。

(1) ECサイトの構成

- ・特設するECサイトは新設または既設改修のいずれでもよいが「戦国みやげ」に特化したものとし、見易さ、操作性など使用者にとって利便性の高いサイト構成を実現すること。
- ・上記について、その具体的な実施方法を提案すること。

(2) 販売商品の構成

- ・取扱う商品は、岐阜県大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会（以下推進協議会という）認証ロゴマーク商品を中心とした県の戦国観光に関連する商品とし、協議会に属する8市町（岐阜市、可児市、恵那市、大垣市、瑞浪市、土岐市、山県市、御嵩町）及び関ヶ原町など、幅広い地域のものを、地域の偏りのないよう、200商品以上を取扱い、その後も取扱商品を増やしていくこと。
- ・商品選定については、受託事業者が募集すること。なお、募集にあたっては、少なくとも県が契約後に示す全ての戦国土産取扱い事業者に対して条件を提示して募集を行うこと。
- ・上記について、その具体的な実施手法を提案すること。

(3) ECサイトの物流・精算方法

- ・ECサイトの販売にかかる物流、精算について、効率的なシステムを構築し、業務処理フローを作成すること。
- ・上記について、その具体的な実施手法を提案すること。

(4) ECサイト企画

- ・コロナ禍でもECサイトでの購入意欲が向上するような販売促進企画を実施すること。

(想定事例)

ECサイトで一定額以上購入した場合、割引クーポンの発行、送料軽減、ドラマ館の招待券のプレゼントなど。

- ・観光誘客という観点から、ECサイトでの購入者を大河ドラマ館や、県内の明智光秀ゆかりの地、関ヶ原古戦場及びその他戦国武将観光の拠点へ誘導する仕組みを企画し実施すること。
- ・これらの企画の中で、テーマを設定したECサイト上での企画を月に1回以上実施すること。テーマについては県と協議のうえ決定すること。
- ・以上の企画の実施により購入者へ還元する金額の総額は、200万円以上相当とすることとし、それにかかる調整及び決済等については受託金額の中で受託事業者が実施すること。
- ・購入者へ還元する金額について、見積書にその内訳を記載すること。なお、契約期間終了時に購入者への還元金額の実績に合わせ精算を行うものとする。ただし、提出された見積書に記載された購入者への還元金額を上回る費用について、県は負担しないものとする。
- ・購入者への還元に係る企画については景品表示法関係法令を遵守すること。
- ・上記について、その具体的な実施手法を提案すること。

(5) 広報宣伝

広報宣伝については、下記のとおりとすること。なお実施にあたってはその具体的な実施手法を提案すること。

【紙媒体でのPR】

- ・戦国みやげのPRに加え、当該サイトや大河ドラマ館などゆかりの観光地のPRなどを実施すること。
- ・全国に長期間広報できるような仕組みを選択すること。

(想定事例)

定期的な新聞広告、フリーペーパーなど

- ・当該事業の周知のためのリーフレット（A4、カラー、5,000枚以上）、ポスター（B2、カラー50枚以上）を製作し、ドラマ館やゆかりの地の土産物売場や県内観光施設のほか、県外の各種観光スポットなどへ配布、貼付すること。

【SNSなどでのPR】

- ・ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどSNSを活用し、幅広く広報をすること。

【その他メディアでのPR】

- ・テレビやラジオなど上記以外のメディアでのPRを実施すること。

(6) 運用までのスケジュール

ネット販売を令和2年9月15日までに開始すること。

(7) その他

- ・本事業における商品購入者及び事業者などからの問い合わせについては、受託事業者において対応す

ること。

- ・販売実績について、集計のうえ毎月ごとに報告すること。報告内容は県と協議のうえ決定すること。
- ・ECサイトで使用する画像等（写真、イラスト、アイコン等）は受託者において入手することを原則とする。但し岐阜県が所有するものを貸与することもできる。この場合、貸与資料の複製・複写の可否、返却等については、岐阜県の指示に従うこと。

5 システムセキュリティ等について

- ・ECサイトは、PC及びスマートフォンの主要ブラウザ（IE、Google Chrome、Safari等）で閲覧可能とすること。
- ・ECサイトにあたっては、広く実績のある仕組み（カート機能、クラウド、ソフトウェア等）を用いること。
- ・ECサイトのセキュリティについては、常に最新のプログラムを保ち、24時間監視が行われていること。

6 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の（１）、（２）の書類を提出すること

- （１）実績報告書
- （２）委託業務完了届

7 業務の適正な実施に関する事項

- （１）関係法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

- （２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

- （３）個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」のほか、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- （４）守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

8 受託者から県に提出される報告書等の著作権等について

これについては、別記2「著作権等取扱特記事項」によること。

9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することができる。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

10 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、県と受託者の両者協議により業務を進めるものとする。

本業務に係る対象経費は以下のとおりとする

項目	主な内容	対象	対象外
1 企画調整費	企画費	○	
2 ECサイトの構成費	ページデザイン	○	
3 販売商品の構成費	商品募集、掲載用素材収集・掲載、販売調整	○	
4 ECサイト企画費	販促企画、実施 観光誘客企画、実施	○	
5 広報宣伝費	サイト販促広報宣伝費	○	
6 ECサイト開設費	HP開設料、システム構築費		○
7 ECサイト維持費	サーバ使用料、メンテナンス費		○

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又

は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報

- (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

- 第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

- 第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

第1 本委託業務における成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。

2 成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

2 成果物の作成のために受託者が提供した成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。

- 一 原稿
- 二 写真
- 三 その他本業務の実施に際し制作したもの

3 前二項に関し、次のいずれかの者に成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。

- 一 受託者の従業員
- 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

5 受託者が第1項及び第2項により譲渡された著作権を利用しようとする場合には、発注者に事前に同意を得なければならない、発注者は合理的な理由なく同意を拒否しないものとする。

(著作者人格権)

第3 受託者は、発注者に対し、成果物及び当該成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、成果物等が著作物に該当する場合において、当該成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(成果物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、成果物等の電子データが入った納入物 (DVD-R) を当該成果物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果物の引渡し時に発注者に移転する。